

## 豊橋市企業 PR デザインコンテスト募集要領

豊橋市では、地元企業と学生との交流の一環として、地元企業の魅力を伝えるデザインを学生の皆さんに制作していただき、ベスト PR デザインを決めるコンテストを行います。入賞作品は、当市が豊橋技術科学大学、愛知大学、豊橋創造大学で開催するポスター展で展示するとともに、実際に企業が自社 PR に使用するかもしれません！みなさんのチャレンジをお待ちしています！

### 1 募集内容

応募対象企業を魅力的に表現した PR デザイン。作品には、必ず企業名及び企業の特徴を捉えたキャッチコピーを1つ以上入れること。（応募対象企業は豊橋市企業 PR デザインコンテストのパンフレット又は市ホームページ (<http://www.city.toyohashi.lg.jp/34433.htm>) に掲載)。

### 2 応募資格

豊橋市内に在住、在学、豊橋市出身又は市内学校を卒業した高校生、大学生、大学院生、専門学校生（グループでの申請も可）

### 3 応募方法

「応募申込書」を記入のうえ、次の（1）に掲げる提出物を添えて、下記の期限までに郵送又はメールで提出してください。

#### （1）提出物

##### （ア）応募申込書

市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。

##### （イ）A3判原寸大のデザイン作品（タテヨコは問いません）

※形式は PDF、illustrator、powerpoint、jpg、紙媒体のいずれかでご提出ください

※ファイル容量が 5 MB を超える場合は、大容量ファイル転送サービス「宅ふぁいる便」(<https://www.filesend.to/>) を使用するか CD-R にてご提出ください。

※紙で提出する場合は A3 判で提出してください。

#### （2）提出期限

平成 30 年 10 月 31 日（水） 必着

※持参の場合は祝祭日を除く月曜日から金曜日の 8 時 30 分～17 時 15 分

#### （3）提出先

メール [sosei@city.toyohashi.lg.jp](mailto:sosei@city.toyohashi.lg.jp)

郵送 〒440-8501 豊橋市今橋町 1 豊橋市役所東館 5 階

豊橋市役所未来創生戦略室（担当）鈴木、野口

連絡先 0532-51-2180

### 4 賞

○最優秀賞（1 作品） 賞金 100,000 円

○優秀賞（1 作品） 賞金 50,000 円

## 5 審査選考

デザイン又は広告に知見のある外部審査員2名及び本市が選考を行い、各賞を決定します。また、審査は本市が保有するプリンターでA3判に作品を印刷して行います。

## 6 結果発表

平成30年12月中に、受賞者には電話又はE-Mailで連絡します。また、豊橋市ホームページ上で入賞作品及び応募者名を発表します。

## 7 注意事項（応募に関する条件等）

(1) 応募作品は、応募者の自作・未発表の作品に限ります。著作権や商標権、その他の第三者の権利を侵害するおそれのないものとしてください。

(2) 公序良俗その他法令の規定に反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権や商標権、その他の第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象外となります。また、採用後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、採用を取り消します。また、デザインが類似と認められる場合も、贈賞を取り消すことがあります。

(3) 応募申込書の記載に虚偽が判明した場合、審査の対象外となります。また、採用後に判明した場合、贈賞を取り消すことがあります。

(4) 応募者の反社会的勢力の活動を助長する行為が判明した場合、審査の対象外となります。また、贈賞後に判明した場合は、贈賞を取り消します。

(5) 上記(2)(3)(4)による取り消しの結果発生する、第三者とのトラブル・損害等について、本市では対応いたしません。また、取り消しにより本市に損害が発生する場合、その損害は応募者に負担していただきます。

(6) 1人(1グループ)何点でも応募できますが、入賞は1点限りとします。

(7) 個人情報、応募作品の受付や問い合わせ、審査の結果通知、その他本業務にのみ利用します。原則として、法令の規定に基づく場合を除き、ご本人の承諾なしに、それ以外の目的で個人情報を利用または第三者に提供することはいたしません。

(8) 提出された資料は返却しません。

(9) 応募作品に関する一切の権利は、応募時点で本市に帰属します。著作権者人格権の行使はできません。ただし、制作者自身が応募作品を使用する場合は、本市を併記(例:©豊橋市)することでコンテスト後も使用できることとします。

(10) 応募作品は、本市が催すポスター展等の展覧会のほか、今後本コンテストの作品募集のために制作するパンフレット等に使用することがあります。

(11) 応募作品は、作品の対象となった企業が、当該企業の広告等に使用できることとします。ただし、使用する場合は必ず制作者の氏名等を併記することとします。

(12) 応募作品は本コンテストの広報活動として、新聞、雑誌、テレビ、ホームページ、SNSなどで使用することがあります。使用にあたっては制作者の氏名等を表示します。

(13) 応募に要する諸経費(制作費・郵送費等)は全て応募者の負担とします。

(14) 応募作品の印刷に係る色校正は本市に一任してください。

(15) 最優秀及び優秀作品のリサイズ等に伴うデザインの調整をお願いする場合があります。